

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年12月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事
記

1. 公示件名：フィリピン国サイバーセキュリティ能力向上（重要インフラ防護のための研修・セクターCERT運用改善）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：フィリピン国サイバーセキュリティ能力向上（重要インフラ防護のための研修・セクターCERT運用改善）

調達管理番号：25a00742

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年12月10日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に対する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国サイバーセキュリティ能力向上（重要インフラ防護のための研修・セクターCERT運用改善）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
- 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年2月～2029年1月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年2月～2027年2月

第2期：2027年3月～2029年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えるので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

第2期

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の21%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。

（6）部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

第1期：なし

第2期：2027年度（2028年3月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部STI・DX室

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	競争参加資格確認申請書	2025年 12月 19日 12時まで
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2025年 12月 26日 まで
3	資料ダウンロード期限	2025年 12月 16日 まで
4	企画競争説明書に対する質問	2025年 12月 17日 12時まで
5	質問への回答	2025年 12月 22日まで
6	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年 1月 9日 12時まで
7	プレゼンテーション	行いません。
8	評価結果の通知	2026年 1月 21日まで
9	技術評価説明の申込日（順位）	評価結果の通知メールの送付日の翌日か

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	が第1位の者を除く)	ら起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。
--	------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 48-49 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限： 上記2. (3) 参照

- 2) 提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの 48-49 ページに記載する 10 点の書類をご提出ください。
- 3) 提出方法：上記 1) の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。(件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」)

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができないになりますので、ご注意ください。

- 4) 確認結果の通知：上記 2. (3) 日程の期日までにメールにて通知します。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 2. (3) 参照
- 2) 提出先： <https://forms.office.com/r/3zwG7JDRg>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記 2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。 ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

（ただし、パスワードを除く）

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	各研修の実施前後における研修員のスキル評価方法	第4条 業務の内容 2. 本業務に係る事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 ①成果1にかかる活動及び ②成果2にかかる活動

2	セクターCERT改善にかかる机上演習を含む活動の実施方法（事前のリスク評価、アクションプラン設定、アクションプランのモニタリング方法等を含む）	第4条 業務の内容 2. 本業務に係る事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 (2) 成果2にかかる活動
3	電力、交通、水道分野におけるOTセキュリティに関する研修内容および実施方法	第4条 業務の内容 2. 本業務に係る事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 (2) 成果1にかかる活動

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ①直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ②共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
 - 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」「業務実施上の条件」「（4）配布資料／公開資料等」に記載の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）サイバーセキュリティクラスターとしての協力

JICAのサイバーセキュリティに関する協力は、2021年に定めたグローバル・アジェンダ「デジタル化の促進」におけるクラスター事業戦略「サイバーセキュリティ」²に基づき、サイバー空間において深刻化しつつある脅威への対応と、人々の生活と尊厳を守ることのできる社会の実現（Cybersecurity for All）を目的とし、インド太平洋地域を中心とした途上国のサイバーセキュリティに関するレジリエンス向上のための能力構築に焦点を置いて推進している。

本業務は、独立した案件ではなくサイバーセキュリティクラスターに属するものとして、クラスター事業戦略と合致する形で活動を推進し、同クラスターアー下で実施中あるいは実施済の他案件の成果とも連携して協力していくことが求められる。また、同クラスターでのプラットフォーム構築（人材育成、事業関係者のネ

2 クラスター事業戦略「サイバーセキュリティ」

<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/digital/ei8tc50000005j05-att/cybersecurity.pdf>

ツトワーク構築等)への寄与に留意する。

加えて、同クラスターの中で定義したモニタリング指標について、案件に関連するものは本業務の中で継続的に取得し、適切に保管・管理し、ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室に適時共有を行う。サイバーセキュリティクラスター下の完了済および実施中の代表的な案件は以下の通り。

- インドネシア国「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」（完了済）³
- カンボジア国「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」（実施中）⁴
- タイ国「サイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する ASEAN 能力向上プログラム強化プロジェクト」（実施中）⁵
- フィリピン国「サイバーセキュリティ能力開発」（完了済）⁶
- ベトナム国「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」（完了済）⁷
- モンゴル国「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」（実施中）⁸

（2）国家サイバーセキュリティ計画との合致

フィリピン情報通信技術省 (DICT, Department of Information and Communications Technology) が 2024 年 2 月に発表した「国家サイバーセキュリティ計画 2023-2028」(NCSP (National Cybersecurity Plan) 2023-2028)⁹では、国家や個人の保護、サイバーセキュリティ人材の増加、サイバーセキュリティ政策枠組みの強化等を謳い、これらに合致させる形で本業務のカウンターパート（以下「C/P」という。）である DICT 下のサイバーセキュリティ局 (CSB, Cybersecurity Bureau) により活動が推進されている。

JICA は「サイバーセキュリティ能力開発」（個別専門家、2023 年 10 月～2025 年 9 月）にて NCSP に合致する形で専門家派遣を通じた助言や研修等を提供してきた。本業務でも同様に NCSP に沿った活動実施が必須であることから、受注者には NCSP の目指す姿を理解の上、DICT 及び CSB による計画の進捗の把握及び状

3 <<https://www.jica.go.jp/oda/project/1701288/index.html>>

4 <<https://www.jica.go.jp/oda/project/202005894/index.html>>

5 <<https://www.jica.go.jp/oda/project/202210323/index.html>>

6 <https://www.jica.go.jp/information/seminar/2024/1546994_52234.html>

7 <<https://www.jica.go.jp/oda/project/1700574/index.html>>

8 <<https://www.jica.go.jp/oda/project/202108469/index.html>>

9 National Cybersecurity Plan 2023-2028 <<https://cms-cdn.e.gov.ph/DICT/pdf/NCSP-2023-2028-FINAL-DICT.pdf>>

況に応じた柔軟な対応を行う。

加えて、他の開発機関もサイバーセキュリティ関連協力における活動を NCSP に合致させるよう努めている。他の開発機関との調整については後述の「(6) 援助協調」にて述べる。

(3) フィリピン側の事業実施体制

C/P である DICT の CSB 下に、国家 CERT¹⁰ (NCERT, National CERT)、国家公開鍵基盤 (Philippines National Public Key Infrastructure, PNPKI) を管理・運用する Digital Certificate Division (DCD)、重要インフラ防護及びサイバーセキュリティ標準・基準・戦略の整備・策定等に取り組む CIIs Evaluation and Cybersecurity Standards Monitoring Division (CIECSMD) の 3 つの部門が存在する。

重要インフラの各セクターを所掌する担当省庁内に設置されるセクターCERT は、各重要インフラ事業者からインシデント等の報告を受け取りまとめ、適宜対応を行うことが期待されている。セクターCERT は国家 CERT へのインシデントを報告し、国家 CERT は対応の協力を行う。このような体制は電力、交通、水分野において構築されつつある。

本事業は重要インフラ防護 (CIP, Critical Infrastructure Protection) 関係者のサイバーセキュリティ能力向上を目指すものであり、CSB 内の関係組織に加え、他省庁を含む政府機関、重要インフラ事業者、大学等が活動に直接的に関与する。

なお、2028 年 5 月頃に大統領選挙が予定されており、次の政権の意向等によるが、前後半年間ずつ合計 1 年程度は事業への大きな影響が見込まれる。本事業は長期専門家 (業務調整) を中心に DICT 側の体制変更等を含め政権交代による状況を注視して活動を進める。

(4) 日本側の事業実施体制

本事業「フィリピン国サイバーセキュリティ能力向上」は、複数の契約を通して異なる受注者がそれぞれ業務を遂行することにより進められる。本業務の受注者は、本事業を通してフィリピンの政府機関、重要インフラ事業者、大学等を含む、CIP 関係者のサイバーセキュリティ能力向上を目指し、JICA その他の関連機関と連携し、他の受注者 (コンサルタント及び長期専門家 (業務調整)) と、成果及び関連活動を分担する形で本業務を実施する。

10 Computer Emergency Response Teamの略。コンピューターセキュリティインシデント発生時に応する専門組織。

日本側の実施体制は、JICAの国際協力専門員（サイバーセキュリティ・DX・ICT担当）が本事業全体への助言を行い、JICA本部の調査団として年1回程度の渡航を想定している。加えて、長期専門家（業務調整）1名が2026年4月頃から派遣予定（着任時期は変更可能性あり）であり、事業全体としてのコミュニケーション及び計画・活動の調整を実施する。本業務として本受注者が担当する成果と活動は後述の「第4条 業務の内容」にて記載する。

契約種別	担当業務	公示件名
国際協力専門員	1. 本事業全体の助言及びC/Pを含む関係者とのコミュニケーション促進 2. サイバーセキュリティクラスター観点からのインプット	
長期専門家 (業務調整) (現地滞在型)	1. 国際協力専門員の助言やコンサルタントのインプットを取り入れながら成果3の全体の活動を実施する。地域内及び国内でのセキュリティ関連活動へのC/P及び関係者の参加支援、C/Pの普及啓発活動の実施支援、開発機関を含む関係者との活動の調整及び連携を行う。 2. 成果3関連活動に加え、業務調整専門家として事業全体の運営に必要な下記の活動を実施する。 (a) 事業実施計画・実行、報告書作成・広報、物品管理、会計・庶務等を含む運営管理 (b) JICA本部、コンサルタント、C/P等の関係者とのコミュニケーション (c) C/P組織体制確認及び情報共有・理解促進等を含むリエゾン (d) 研修日程の調整、研修会場、教材印刷（必要な場合）、参加者の確定、参加者へのコースガイド配布 (e) 国際機関を含む、地域内・国内関連機関との調整・連携、機材調達等を含む業務調整	フィリピン国サイバーセキュリティ能力向上（業務調整）（現地滞在型）※1

コンサルタント (業務実施契約) (本契約)	<p>1. (成果 1) 重要インフラ事業者等の能力向上に向けた IT セキュリティ、産業における制御・運用 (OT, Operational Technology) セキュリティにかかる実施計画、研修対象者の評価と選定、教材作成及び研修実施。</p> <p>2. (成果 2) 国家 CERT 及びセクター CERT 間の実務レベルでの運用改善に向けた助言及び研修・セミナー等の計画及び実施。</p>	フィリピン国サイバーセキュリティ能力向上（重要インフラ防護のための研修・セクター CERT 運用改善）
コンサルタント (業務実施契約) (別途契約予定)	<p>1. (成果 1) 政府機関（主に DICT）、大学を含む講師（および講師候補者）を対象とした 実践的サイバー演習のための講師育成研修の計画と実施（コースガイド、教材作成含む）及び演習環境構築支援。</p>	フィリピン国サイバーセキュリティ能力向上（実践的サイバー演習の講師育成と環境構築支援）※2

※1 2025年11月26日付公示

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20251126_255604_5_02.pdf

※2 2025年12月3日付プレ公示

https://www.jica.go.jp/about/announce/program/detail/_icsFiles/afieldfile/2025/12/03/20251203g.pdf

本実施体制におけるそれぞれの役割分担は下図の通り。

フィリピン国「サイバーセキュリティ能力向上」事業実施体制

業務／成果	活動	国際協力専門員	業務調整	業務実施 コンサルタント (本契約)	業務実施 コンサルタント
			(現地滞在型)	(CERT助言)	(演習環境構築)
(共通) 運営管理	事業全体管理（計画、報告、問題解決、クラスター運営）	副	主		
(共通) リエゾン	C/P体制確認、関係者（C/P、直営専門家、コンサルタント、本部、事務所等）コミュニケーション・情報収集、援助協調		主		
(共通) 活動の支援	C/Pフィードバック収集、研修実施支援（一部現地業者契約管理、会場契約）、普及啓発等		主		
(成果1) 政府機関、重要インフラ事業者、大学を含むCIP関係者のサイバーセキュリティ対応能力及びDICTの人才育成能力が強化される。	1-1 CIP関係者向けの研修用機材を準備する。		副		主
	1-2 CIP関係者向けのセキュリティ研修教材を作成する。 ※研修内容：セクターCERT及び重要インフラ事業者を対象としたITセキュリティとOTセキュリティ研修			主	
	1-2 CIP関係者向けのセキュリティ研修教材を作成する。 ※研修内容：CIP関係者を対象としたサイバーセキュリティ対応能力向上研修				主
	1-3 CIP関係者向けのセキュリティ研修を実施する。			主	
	1-4 DICTの人才育成能力強化のための講師育成研修を実施する。				主
(成果2) 政府機関と重要インフラ事業者のCERT運営が改善される。	2-1 政府機関と重要インフラ事業者のCERT運営改善のための活動を計画する。			主	
	2-2 政府機関と重要インフラ事業者のCERT運営改善のための助言・研修及び関連活動を実施する。			主	
(成果3) 地域内及び国内で活動する政府機関・重要インフラ事業者・大学を含むCIP関係者、及び開発機関との調整及び協力が促進される。	3-1 政府機関・重要インフラ・大学を含むCIP関係者の地域内及び国内セキュリティ関連活動への参加を支援する。	副	主		
	3-2 政府機関・重要インフラ・大学を含むCIP関係者による普及啓発活動の実施を支援する。	副	主		
	3-3 地域内及び国内で活動する開発機関及びその他のCIP関係者との調整及び連携を実施する。	副	主		

本業務の受注者は担当する成果に直結した活動の実施のみならず、事業全体としての成功及び円滑な業務実施のために、国際協力専門員、他の受注者（コンサルタント）及び長期専門家（業務調整）と連携し、常時適切なコミュニケーション

ン、情報共有、及び活動調整を実施する¹¹。また、常時のコミュニケーション及び定例会等を通して、本業務に関して JICA 本部及びフィリピン事務所への適時の共有・報告も実施する。

その他、事業としては同国及び地域内で活動するサイバーセキュリティ関係者との信頼構築、情報共有、活動への巻き込みの実施、国際機関等との連携を想定しており、受注者には前述の通り事業全体としての成功に向けて協力する。

他の開発機関との調整及び連携については後述の「（6）援助協調」にて述べる。

（5）使用教材等の再利用について

受注者が著作権を持つ既存教材に関しては、発注者が他の事業にて再利用することは想定していない。ただし、受注者は本事業期間中、以下を許諾することが求められる。

- 契約期間中、研修への参加者が復習のために教材を参照すること
- 一連の研修に途中から参加した者が、それまでに終わっている研修の教材を参照すること

このため、受注者は、各研修終了後、参加者に配布した教材を、受注者が著作権を持つ部分を判別できるようにした上で、国際協力専門員及び長期専門家（業務調整）に対してクラウド上のドライブ等を介して共有すること。

受注者が著作権を持つ既存教材以外の、本業務で作成する研修教材、普及啓発教材、調査結果等については、極力他の JICA 事業での再利用を可能とする形を追求する。なお、版権等の関係で再利用が不可となる場合も、再利用に際して、版権がどの組織に属し、どのような手続きが必要となるか確認する。

（6）援助協調

フィリピンのサイバーセキュリティ分野では、複数の開発機関が現在活動中または活動を予定している。状況は変わりうるが、現時点では世界銀行（WB, World Bank）は、Philippines Digital Infrastructure Project (PDIP) のネットワークセキュリティコンポーネントにてサイバーセキュリティ能力構築を含むサイバーレジリエンス強化協力を2025年以降実施予定、韓国国際協力団（KOICA, Korea International Cooperation Agency）は、安心・安全なサイバー空間の提

11 「(3) フィリピン側の事業実施体制」でも言及の通り、本事業及び本業務実施期間中はフィリピン側の事業実施体制に変更が見込まれる。このような変動する状況下で、日本側実施体制に含まれる各関係者と、効果的に円滑な事業推進に向けてどのように連携・協力すべきかプロポーザルで提案してください。

供とDXを推進するために、セキュリティオペレーションセンターにかかるシステム導入や人材育成プログラム等の協力を、2025年以降実施予定である。欧州連合（EU, European Union）もサイバー脅威情報収集・分析、重要インフラ防護関連の研修を含む能力構築等の活動を計画している。また、国際電気通信連合（ITU, International Telecommunication Union）はアジア太平洋地域において短期間のセミナーから大きなイニシアティブまで、幅広くサイバーセキュリティ協力を実施している。なお、JICAガバナンス・平和構築部STI・DX室もITUとの連携実績を有する¹²。

C/Pに対する協力予定の詳細確認、他開発機関への本事業の説明、活動内容及び実施時期の重複を避け連携を追求するために、これらの機関とも定期的な情報共有及び調整等が必要となる。同業務は主に長期専門家（業務調整）が実施予定であるが、受注者は必要な情報を国際協力専門員、長期専門家（業務調整）及び関係者に共有し、必要に応じて関係者との協議に参加する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務

本業務における研修の共通原則として、特段条件の記載がない場合は、現地で主任講師と補助講師（合計2～3名）が行う対面方式の研修とする。また、原則として使用言語は、教材、講義とも英語とする。また、研修実施における会場の手配（飲料・軽食代含む）と支出は長期専門家（業務調整）が担当するため、連携しての研修及びセミナー実施が求められる。

① 成果1に関わる活動

活動1-2 CIP関係者向けのセキュリティ研修教材を作成する。

活動1-3 CIP関係者向けのセキュリティ研修を実施する。

12 国際電気通信連合と連携サイバーセキュリティ研修をカンボジア、フィリピン、ブータンで実施 <https://www.jica.go.jp/information/seminar/2025/1574130_66420.html¹³> 受注者は対象である電力、交通、水道分野におけるOTセキュリティに関する研修内容および実施方法をプロポーザルで提案してください。

活動1-3のセキュリティ研修の想定規模¹³は下記の通り。

目的	政府・重要インフラ事業者・大学向けのITセキュリティ能力向上
実施回数	3～4回程度
対象者	DICT（国家CERT含む）、関連政府機関（重要インフラ管轄省庁のセクターCERT）、重要インフラ事業者、大学等 (関連政府機関及び重要インフラ事業者については、優先度の高い電力、交通、水道分野のセクターCERT設立の状況を確認した上で、C/P・JICAと対象者を決定する)
参加者数	20名程度/回 (C/Pと協議の上で決定)
開催期間	5日程度/回
実施場所	マニラ市内
実施形態	対面
研修内容候補 (優先度順)	<ol style="list-style-type: none"> 1. サプライチェーンリスクマネジメント (IoTセキュリティ、中小企業向けのセキュリティ、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度 (JC-STAR, Labeling Scheme based on Japan Cyber-Security Technical Assessment Requirements)、Software Bill of Materials (SBOM) 等を含む) 2. サイバーセキュリティに関するカリキュラム策定の方法論 ※日本ネットワークセキュリティ協会のSecurity Body of Knowledge (SecBoK) や米国国立標準技術研究所のNational Initiative for Cybersecurity Education (NICE) 等も参照する。 3. マルウェア解析 (表層解析、動的解析、静的解析等) 4. Advanced Persistent Threat (APT) 攻撃防御 (脅威と技術のトレンド、インシデント管理・対応、情報収集・分析・共有等)

¹³ 受注者は対象である電力、交通、水道分野におけるITセキュリティに関する研修内容および実施方法をプロポーザルで提案してください。

目的	政府・重要インフラ事業者・大学向けのOTセキュリティ能力向上
実施回数	3回程度
対象者	DICT（国家CERT含む）、関連他政府機関（重要インフラ管轄省庁のセクターCERT）、重要インフラ事業者、大学等（関連政府機関及び重要インフラ事業者については、優先度の高い電力、交通、水道分野のセクターCERT設立の状況を確認した上で、C/P・JICAと対象者を決定する）
参加者数	20名程度/回（C/Pと協議の上決定）
開催期間	5日程度/回
実施場所	マニラ市内
実施形態	対面
研修内容候補	<ol style="list-style-type: none"> OTセキュリティの基礎（複数のセクターを対象にした基礎的な研修） OTセキュリティ実践研修（hands-on含む） <p>※対象分野の優先順位は電力・交通・水道</p>

② 成果2に関する活動

活動2-1 政府機関と重要インフラ事業者のCERT運営改善のための活動を計画する。

活動2-2 政府機関と重要インフラ事業者のCERT運営改善のための助言・研修及び関連活動を実施する。

成果2の活動2-1、活動2-2では、国家CERT及びセクターCERT運営について計画・戦略が実務レベルに落とし込めておらず、具体的な手順等日々の業務レベルで助言が必要とされている。本活動は基本的に助言ベースの活動を想定しているが、国家CERT及びセクターCERT・セクター担当省庁との確認の上、インシデント報告・協力等の運用を実務レベルで改善し定着させていくために有効と考えられる知識や能力向上を目指した研修及びセミナーを計画・実施する。^{14, 15}

14 受注者は、成果1及び成果2関連活動として実施する全ての研修に関連して、研修実施前後において研修員のスキルを適切に評価することが期待される。この評価方法についてプロポーザルで提案してください。

15 受注者は、セクターCERT改善に関して机上演習、アクションプラン設定、設定したアクションプランのモニタリング等を実施し、実際にセクターCERT運営が改善することが期待される。この机上演習におけるリスク評価、アクションプラン設定方法、アクションプランのモニタリング方法等についてプロポーザルで提案してください。

活動2-2の現地研修の想定は以下のとおり。

目的	セクターCERT運用改善
実施回数	3回程度
対象者	国家CERT及びセクターCERT ※優先順位の高い分野は、電力、交通、水道
参加者数	20名程度/回 (C/Pと協議の上決定)
開催期間	5日程度/回 (C/Pと協議の上決定)
実施場所	マニラ市内
実施形態	対面
研修内容候補	セクターCERT運用改善にかかる机上演習、アクションプラン設定。なお、研修終了後も事業期間を通してセクターCERT改善が定着するように、アクションプランの継続的なモニタリングと助言等を行う。 ※机上演習は分野別に設計し、各分野のセクターCERT運営にかかる現状把握、課題抽出、リスク評価、アクションプランの設定に繋がるものとする。

目的	セクターCERT運用改善に向けた基本的知識の習得
実施回数	3回程度
対象者	国家CERT及びセクターCERT ※優先順位の高い分野は、電力、交通、水道
参加者数	100名程度/回 (C/Pと協議の上決定)
開催期間	3日間程度/回 (C/Pと協議の上決定)
実施場所	マニラ市内及びフィリピン国内 (各自のオフィスや自宅)
実施形態	オンライン
研修内容候補	CERT設立・運用の基本的知識に関するセミナー (例 : X.1060 Framework for the Creation and Operation of a Cyber Defense Center、国際標準的なCERT関連ガイドライン・ハンドブック等)

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では以下の対応を行う。

- 活動 1-2、1-3、2-1、2-2 にて実施する。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意

する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

期	報告書名	提出時期	言語	形態	部数
第1期	業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
	ワークプラン	第一次現地渡航終了から1ヶ月以内	英語	電子データ	1部
	個別案件進捗報告書	2027年2月末	日本語	電子データ	1部
第2期	業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
	ワークプラン	第2期の第一次現地渡航終了から1ヶ月以内	英語	電子データ	1部
	個別案件進捗報告書	2028年2月末	日本語	電子データ	1部
	業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語 英語	CD-R	日本語・英語 各1部

- 業務完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワークプラン

本事業全体として作成するワークプランは下記の通り呼び分ける。本業務におけるワークプランは、下記2を指す。

1. 受注者の業務内容の確認のためのワークプラン：業務実施開始にあたり、事業の背景及び本業務の受注者含む各受注者の業務内容を明記し、C/Pと合意する文書を指す。数ページ程度の分量で、英語で作成される。各受注者が初回

現地渡航前にドラフトを作成し、ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室と内容を確認の上、初回現地渡航時に C/P と協議の上最終化する。署名は各受注者及び C/P との間で行う。

2. 業務計画書としてのワークプラン：本業務の受注者が担当する業務の範囲でそれぞれ作成する、業務実施方法や活動計画を含む業務計画詳細を説明し、C/P と認識を共有するための文書を指す。通常 JICA 業務で作成される業務計画書の英語版のような位置付けとなる。本業務の受注者含む各受注者が作成の上、ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室と内容を確認の上、初回現地渡航時に C/P と協議の上最終化する。

ワークプランは、以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 業務実施の基本方針
- ③ 業務実施の具体的方法
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

（3）個別案件進捗報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（4）業務完了報告書

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 業務目標の達成度
- ⑤ 将来に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）業務フローチャート
- （イ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- （ウ）人員計画（最終版）
- （エ）研修・セミナー実施実績

- (才) クラスター戦略のモニタリング指標に関するデータ
- (力) その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する技術資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 活動に関する写真

第6条 再委託

- 本業務では、以下の項目については、日本国内または業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。
 - (1) 政府・重要インフラ事業者・大学等向けのOTセキュリティ能力向上（研修教材作成及び研修実施）

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

項目	仕様	数量	見積の取扱
1 政府・重要インフラ事業者・大学等向けのOTセキュリティ能力向上（研修教材作成及び研修実施）	20名/回、5日程度/回を想定。	合計3回程度	本見積

第7条 機材調達

- 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：フィリピン共和国（フィリピン）
案件名：サイバーセキュリティ能力向上
Cybersecurity Capacity Enhancement

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国におけるサイバーセキュリティ分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

デジタル化の進展に伴い、ヒト、モノ、カネ、行政機関を含めた組織やインフラシステムの多くがサイバー空間で繋がる一方で、新興技術の活用が進みサイバー攻撃の手法が高度化・複雑化し、サイバーセキュリティのリスクが甚大化している。多くの開発途上国ではサイバーセキュリティの対策体制・能力の不足と人材不足がリスクをさらに増大させている。フィリピンの地政学的な関心の高まりにともない、近年ではセキュリティ・インシデント数の増加が観測されており、政府機関等におけるデータ侵害のケースも報告されている。

フィリピン政府は2023年に「国家開発計画2023-2028」を発表し、サイバーセキュリティを平和と安全保障だけでなく、経済発展にも不可欠な分野として言及した。同国家計画に基づき、フィリピン情報通信技術省（DICT: Department of Information Communication Technologies）が2024年2月に発表した「国家サイバーセキュリティ計画2023-2028」では、国家や個人の保護、サイバーセキュリティ人材の増加、サイバーセキュリティ政策枠組みの強化等を謳っている。これらに合致させる形で策も講じられ、JICAは2023年より2年間フィリピンに対して、専門家派遣を通じた助言や研修等の協力を実施してきた。協力実施中の2024年には国際電気通信連合（ITU: International Telecommunication Union）が発表したグローバル・サイバーセキュリティ指数（GCI: Global Cybersecurity Index）において、ステージがTier 2 (Advancing) に上昇した。

しかし、フィリピンにおけるサイバーセキュリティ対策の課題は未だ大きく、サイバーレジリエンスの強化のために、特に重要インフラ防護（CIP: Critical Infrastructure Protection）強化のためのCIP関係者のサイバーセキュリティ能力強化が求められている。これに向けて、CIP関係者が継続的に取り組みを実施していくよう、国家CERT（National Computer Emergency Response Team）と重要インフラ事業者等の関係者の技術力強化、組織体制強化、その他の民間企業や大学、一般国民への啓発等の実施に加え、関係者間の継続的な連携・協力が必要である。かかる背景から、同国政府より日本政府へ専門家派遣の要請書が提出された。

以上の背景に基づき、本協力は、政府機関、重要インフラ事業者、大学等のCIP関係者に向けた研修や講師育成の実施（成果1）、国家CERTと重要インフラを所管する政府機関・事業者が有するCERT間の持続的なCERT連携を目指し、戦略や計画の実務レベルへの落とし込みに向けた助言や研修（成果2）を実施する。また、これらのCIP関係者への直接的な協力に加え、同国及び地域内で活動する国際機関や同志国の開発機関などの関係者との調整・連携を図り、持続可能な協力関係の構築・維持するための活動を行う。（成果3）。

（2）サイバーセキュリティ分野に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、「対フィリピン国 国別開発協力方針」（2023年9月）で重点分野として挙げられている「持続的経済成長のための基盤の強化」における産業振興・投資環境整備に資するものである。

日本政府は2009年以降、我が国とASEAN諸国との国際的な連携・取組を強化することを目的として、日ASEANサイバーセキュリティ政策会議を継続して開催しており、サイバーセキュリティ戦略本部が決定した「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」（2021年）においても、ASEAN地域を中心とした多様な主体との国際的な連携によってサイバーセキュリティの確保、およびASEAN地域の支援や重要インフラ向けの支援強化に取り組むとしている。更に、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」（2023年）取組の柱2「インド太平洋流の課題対処」事例23「自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保」にも本事業は合致する。

JICA国別分析ペーパー（2024年3月改訂）では、サイバー空間における脅威への対応技術力の向上やフィリピン政府のサイバー攻撃の脅威に対する体制強化にかかる協力方針が示されている。加えて、JICAグローバル・アジェンダ「デジタル化の促進」（2022年）では、「自由で安全なデジタル社会の実現（サイバーセキュリティ・クラスター）」を重点的な取組みとして挙げている。本事業は、同国におけるサイバーセキュリティへの対応能力を強化し、サイバーセキュリティの実現及び経済社会活動の基盤であるサイバー空間の安定的な利用に資するものであり、上記方針とも合致するものとなる。

なお、本事業はサイバーセキュリティ対応能力強化において同国内、東南アジア・大洋州地域内の他国及び国際機関・他国開発機関等の関係者との連携・調整を重視した活動を実施するものであり、持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）の主にゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」及びゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献する。

（3）他の援助機関の対応

世界銀行がPhilippines Digital Infrastructure Project (PDIP) のネットワークセキュリティコンポーネントを通して、サイバーセキュリティ能力構築を含むサイバーレジリエンス強化協力を2025年以降実施予定である。また、韓国国際協力団（KOICA: Korea International Cooperation Agency）もセキュリティオペレーションセンターシステムやサイバー演習環境の導入及びサイバーセキュリティ能力構築を含む協力を2025年以降実施予定である。

アメリカ合衆国国際開発庁（USAID: United States Agency for International Development）はBetter Access and Connectivity (BEACON) プロジェクトを通して同国へサイバーセキュリティ専門人材育成支援を実施していたが、2025年7月時点に活動停止となっている。また、オーストラリア政府が国家サイバーセキュリティ機関委員会（National Cybersecurity Inter-Agency Committee）とサイバーセキュリティ能力向上を目的としたパートナーシップを締結している。

3. 事業概要

- （1）プロジェクトサイト／対象地域名：フィリピン国 マニラ
- （2）事業実施期間

2026年2月～2029年1月を予定（計36カ月）

（3）事業実施体制

実施機関：情報通信技術省(DICT)サイバーセキュリティ局(Cybersecurity Bureau, CSB)

4. 事業の枠組み

（1）成果

成果1：政府機関、重要インフラ事業者、大学を含むCIP関係者のサイバーセキュリティ対応能力及びDICTの人材育成能力が強化される。

- 1-1 CIP関係者向けの研修用機材を準備する。
- 1-2 CIP関係者向けのセキュリティ研修教材を作成する。
- 1-3 CIP関係者向けのセキュリティ研修を実施する。
- 1-4 DICTの人材育成能力強化のための講師育成研修を実施する。

成果2：政府機関と重要インフラ事業者のCERT運営が改善される。

- 2-1 政府機関と重要インフラ事業者のCERT運営改善のための活動を計画する。
- 2-2 政府機関と重要インフラ事業者のCERT運営改善のための助言・研修及び関連活動を実施する。

成果3：地域内及び国内で活動する政府機関・重要インフラ事業者・大学を含むCIP関係者、及び開発機関との調整及び協力が促進される。

- 3-1 政府機関・重要インフラ・大学を含むCIP関係者の地域内及び国内セキュリティ関連活動への参加を支援する。
- 3-2 政府機関・重要インフラ・大学を含むCIP関係者による普及啓発活動の実施を支援する。
- 3-3 地域内及び国内で活動する開発機関及びその他のCIP関係者との調整及び連携を実施する。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的に業務を実施し、C/P 自らが業務を管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、業務終了後の持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(2) 業務の柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスや業務を取り巻く環境の変化によって、業務活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、業務の方向性について発注者に提言する。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。

(3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、業務の意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去の業務や各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(5) 根柢ある評価の実施

- 業務の成果検証・モニタリング及び業務内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

▣他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、国際協力専門員（JICA本部の調査団として派遣予定）、長期専門家（業務調整）及び別成果を担当するコンサルタントを派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワークプラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワークプランの作成／改定

- 受注者は、ワークプランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、業務の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワークプランを改訂して発注者に提出する。

2. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、業務の進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、業務計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、業務進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、業務の成果や業務目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- 業務終了の半年前の終了時評価調査など、業務実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力をを行う。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した業務の活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

4. 業務完了報告書／案件進捗報告書の作成

- 受注者は、業務の活動結果、業務目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中の業務の活動結果、業務目標の達成度、次期活動計画等を含めた案件進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：サイバーセキュリティ能力向上に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：東南アジア地域及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本件に係る業務工程は、2026年2月に開始し、第1期は2027年2月の終了を目指とする。第2期は2027年3月の開始及び2029年1月の終了を目指し、第1期及び第2期を通しての全体期間は合計36ヶ月とする。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 9.50 人月

2) 渡航回数の目途 延べ18回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）再委託

以下の業務については、日本国内または業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

1) 政府・重要インフラ事業者・大学等向けのITセキュリティ能力向上（研修教材作成及び研修実施）

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➢ フィリピン国「サイバーセキュリティ能力開発」（個別専門家）「専門家業務完了報告書（Individual Expert Activity Final Report）」

2) 公開資料

➢ クラスター事業戦略「サイバーセキュリティ」

<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/digital/ei8tc50000005j05-att/cybersecurity.pdf>

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有

2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無 ※必要な場合は長期専門家（業務調整）が手配する（2026年4月以降）
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プrezentationの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

43,623,000円（税抜）

- ※ 成果1及び成果2に関する一般業務費（セミナー等実施関連費）は、長期専門家（業務調整）が手配するため、本見積には含めないでください。
- ※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。
- ※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することができます。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)